



保税制度を利用される皆さまへ

水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上等を図るため、見直しを行いました！



保税ポータルやQ&A
も見てほしいワン！



越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の急増等、税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであり、今般、一定の結論を得たものについて、**令和6年度末の関税法基本通達等の改正により、必要な見直しを行いました。**

見直しを行った主な事項

【令和7年4月1日施行予定】

■ 電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し

- 電磁的記録による保税台帳の保存について、一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意に選択可能としました。これにより、保税台帳自体をクラウドサービス等へ保存することが可能となります。一方で、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や情報の消滅等がないよう、引き続き、適切な記帳等に向けた対策をお願いします。

【令和7年7月1日施行予定】

■ 量的要件の緩和及び許可期間等の見直し

- 保税制度を活用した新規事業を行いやすくするため、保税蔵置場の許可基準のうち量的要件（貨物取扱見込量に係る要件）を緩和しました。一方で、引き続き、事業者による自主管理制度の適正な実施を確保するため、保税蔵置場の許可期間等について、新規事業者による申請等の場合には、3年を超えないこととしました。

【令和7年10月12日施行予定】

■ 業務遂行能力の明確化等及び通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物管理

- 保税蔵置場の許可基準のうち人的要件について、被許可者に求める業務遂行能力を明確化するとともに、その審査方法の平準化を図りました。一方で、通販貨物を蔵置する保税蔵置場に対しては、通販貨物の特性を踏まえ、適切な貨物管理を実施するための詳細な手順等を社内管理規定に規定することを求めることとしました。

■ 保税運送に係る手続等の見直し

- 国際物流の動向変化や事業者からの要望を踏まえ、水際取締りの水準を維持しつつ、仮陸揚貨物の保税運送について手続等の明確化を図るとともに、包括保税運送の承認要件について見直しを行いました。



電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直しについて

2025年4月1日より、電磁的記録による保税台帳の保存に係る倉主等の負担軽減を図るため、関税法基本通達を改正し、**一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意で選択することが可能**になりました。これにより、クラウドサービス等への保存も可能となります。

電磁的記録による保税台帳の保存に係る要件

以下の要件を**全て満たす必要**があります！

- ① 必要に応じ、保税台帳の内容を**直ちに明瞭かつ整然とした形式でPC等に表示及び印刷**できること
- ② 保税台帳の内容について**必要な程度で検索**できること
- ③ **税関職員から保税台帳の内容の提示又は提出の要求があった場合にその要求に応じること（ダウンロード等）**ができること

詳細については、

- ✓ 関税法基本通達 (34の2-4、34の2-9)
 - ✓ Q&A (問3・4関連)
- を参照してワン！



保税ポータル



今般の改正でバックアップ・データだけでなく、**保税台帳そのものをクラウド等に保存**できるようになるんだワン！

以下の点にご注意ください（Q&Aより抜粋）

- ✓ 今般の改正で、保税台帳を電磁的記録による保存とする場合に求めていた**事前の届出は不要**としますが、**社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を規定**してください。
 - ✓ 今後、保存方法等を変更する場合は、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を追加し、税関に提出してください。
 - ✓ 保存方法等を変更しない場合も同様をお願いします。提出時期等については可能な限り柔軟な対応を検討しますので、税関に相談してください。
-
- ✓ 保税台帳をクラウドサービス等へ保存する場合においても、**引き続き、バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないように十分な措置**を講じてください。消滅の原因がクラウドサービス等にあったとしても、**記帳義務は倉主等に課されています**。
-
- ✓ NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳としている倉主等は、**クラウドサービス等と接続・保存することで、都度の取得・保存作業に代えることが可能**となります。
 - ✓ ただし、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や記帳漏れ等が発生した場合、関税法に基づく処分に繋がる可能性があります。

適切な記載、適切なシステム入力が、適切な保税台帳に繋がります



「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における 貨物管理について

近年、越境電子商取引(EC)の拡大に伴い、**通販貨物の輸入件数が急増**しています。
通販貨物を扱う保税蔵置場等においては、搬入から搬出までの各段階における処理や
税関手続が、大量かつ同時期に集中して行われています。

こうした特性を踏まえ、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等に対して、**適正な業務処理
等が行われるための詳細な手順等を社内管理規定（CP）に定める**ことを求めるため、
関税法基本通達に規定（42-18）を追加しました（2025年10月12日施行）。

・**「通販貨物」**とは、インターネット通販サイト等を通じて購入された後、販売者等
により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことです。詳細は、改正関税
法施行令第59条第1項第6号、Q&A（問9-2）に記載があるワン！

・既に許可等を受けている保税蔵置場等は、蔵置貨物の種類変更に係る手続
等が必要となります。詳細は、Q&A（問9-7～問9-9）を参照してワン！



CPに定める必要がある**「詳細な手順等」**（関基42-18(1)）

「手順等」とは、手順、体制及び設備をいい、具体的には**4つの手順等**になります。

- ① 通販貨物の**状況及び具体的な蔵置場所**を適時に把握するための手順等
- ② 通販貨物に係る**貨物の取扱い**（内容点検等）を**適正に行うための手順等**
- ③ 税関による保税運送貨物や輸入貨物の**検査等**に対応するための手順等
- ④ 通販貨物に異常が確認された場合において、**亡失等を防止し、適切な保全を図るための手順等**及び他の貨物と区分して蔵置するための手順等

業務処理等が大量の貨物に対して同時期に集中した場合でも、適正に行われる
ための手順等を求めるワン！詳しくは関基やQ&A（問9-3）を参照してワン！



対象外となる蔵置場等（関基42-18(2)）

「詳細な手順等」をCPに定めることは、通販貨物を蔵置する全ての保税蔵置場等が対
象となるわけではなく、対象外となる保税蔵置場等（例：届出蔵置場）を規定してい
ます。詳細については、関基やQ&A（問9-4）を参照してください。

[保税ポータルやQ&A問9関連も](#)
見てほしいワン♪





包括保税運送に係る承認要件の改正について

越境電子商取引（EC）の拡大に伴う輸入件数の急増や物流業界の人手不足等を受け、包括保税運送（税関長が指定した期間内に行われる保税運送について、一括して承認すること）の承認要件の見直しに係る要望が寄せられていることを踏まえ、このたび、包括保税運送について、**承認要件の見直し**に係る関税法基本通達（63-22）の改正を行いました（2025年10月12日施行）。

対象となる運送頻度の見直し（関基63-22(2)）

これまで、保税運送が「継続的に行われること」を求めていましたが、「**承認を受けようとする期間内におおむね月2回以上**」と、明確化しました。詳細については、Q&A問11-2を参照してください。



毎月2回以上の運送が見込まなくても、承認を希望する期間内で「平均して月2回以上の運送見込み」があれば要件を満たします。迷ったときは最寄りの税関に相談してほしいワン！

対象となる貨物の見直し（関基63-22(3)）

貨物の類型（例：仮陸揚貨物、通販貨物等）ごとに、利便性向上等のために包括保税運送の対象とするもの、水際取締りの水準を維持するために一定の条件が必要なもの等について整理しました。詳細については、Q&A問11-3を参照してください。

今般の改正でAEO事業者の責任で運送されるものが対象貨物にいくつか追加されたよ



仮陸揚貨物や通販貨物については、水際取締りの水準維持のため一定の条件が必要なんだね



保税ポータルやQ&A問11関連も
見てほしいワン♪





- 保税地域においては、**税関長の許可**を受けることで、外国貨物を見本として**一時持ち出すことができます**。
- 見本持出の許可を受けた貨物を保税蔵置場等※から持ち出した場合には、**持ち出した貨物の記号・番号・品名・数量・持出許可期間・持出先・持出年月日**を保税台帳に記帳しなければなりません。

※指定保税地域・保税蔵置場・総合保税地域を指す

【事例1：輸入】



① 荷主は、保税蔵置場に蔵置されている外国貨物について、成分分析のための見本持出の許可を受けた。

② 蔵置場の倉主Aは、見本持出許可書を確認し、外国貨物のまま見本を搬出したものの、記帳を行わなかった。

③ 荷主は持ち出し分のすべてを成分分析にて消費した。その後、残りの外国貨物に持ち出し分の数量を足して通関手続きを行い、国内に引取った。

【事例2：輸入】



倉主Bは、自社の保税蔵置場に蔵置されている外国貨物について、見本持出の許可を受けずに動作確認のため一部を見本として搬出した。当該、持ち出し分は返却された後、残りの外国貨物と合わせて通関手続きが行われ、一緒に国内に引取られた。

あれあれ？どこかが間違っているよ。
非違に該当する部分はどこか、なぜ起こってしまったのか、原因と対策を考えてみよう！





【事例 1】

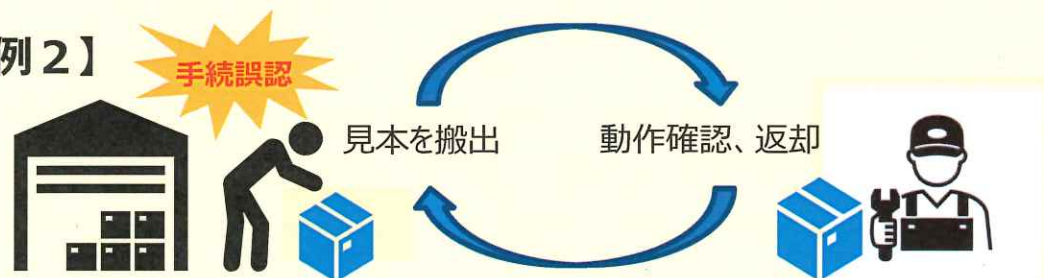


非違に繋がった原因の一例：

- ・ 繁忙期により、事後にまとめて記帳するつもりであったが忘れてしまった
- ・ 貨物管理担当者と記帳担当者（NACCS担当者）との連絡ミスにより、持ち出しの事実が共有されていなかった

※ NACCSでは「見本持出確認登録（MHO：海上／MMO：航空）」業務により持出年月日を登録すると、システム上、保稅台帳に記帳したこととなります。ただし、許可された持出期間終了年月日から**MHOは7日以内、MMOは2日以内**に入力が必要です！！

【事例 2】



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 消費されずに返却される貨物であったことから、見本持出の許可は不要であると誤認した
- ・ 少量の場合は、見本持出の許可は不要と誤認した

このような対策が考えられます

- ・ チェックリストを活用したダブルチェック体制構築
 - ・ 貨物取扱一覧データを活用した見本持出登録確認
 - ・ 外部研修の受講、社内研修の実施
- も有効だね♪

MHO／MMO業務をしたかどうかは、ICG／IAW業務でも確認できるよ！



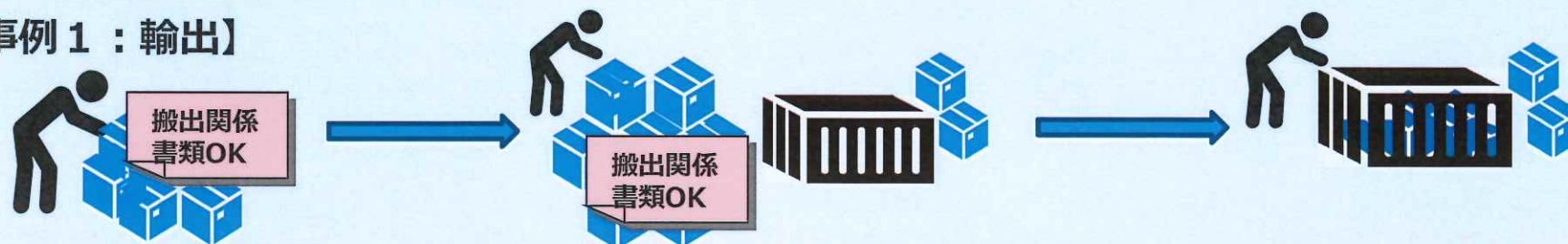
【関係法令等】

- ・ 見本の一時持出：関税法32条
- ・ 見本の一時持出に係る記帳義務：関税法施行令第29条の2第1項第6号（指定保稅地域、保稅蔵置場）、第29条の2第2項第8号（総合保稅地域）
- ・ 処分点数：＜事例 1＞関税法基本通達48-1 別表 1. 2②（記帳を怠った場合）2点
＜事例 2＞関税法基本通達48-1 別表 1. 1②（無許可の場合）3点



- 保税地域から外国貨物を搬出する場合は、許可書や承認書等、搬出の**根拠となる書類**（搬出関係書類）と現物を対査して、**記号・番号・品名・数量等に相違がないか**を確認してください。
- 外国貨物を搬出した場合には、**記帳義務**（当該貨物の記号・番号・品名・数量等）が発生します。

【事例1：輸出】



① 作業員Aは、保管場所で搬出関係書類と外国貨物の対査確認を行い、搬出用荷揃えスペースに貨物を移動させた。

② 作業員Bは、荷揃えスペースで搬出関係書類と貨物の対査確認を行い、コンテナサイドに貨物を移動させた。コンテナサイドが狭かったため、一部の貨物をコンテナから離れた場所に置いた。

③ 作業員Cは、搬出関係書類と貨物の対査確認をせず、コンテナサイドにある貨物だけをコンテナに積み込んだ。



【事例2：輸出】



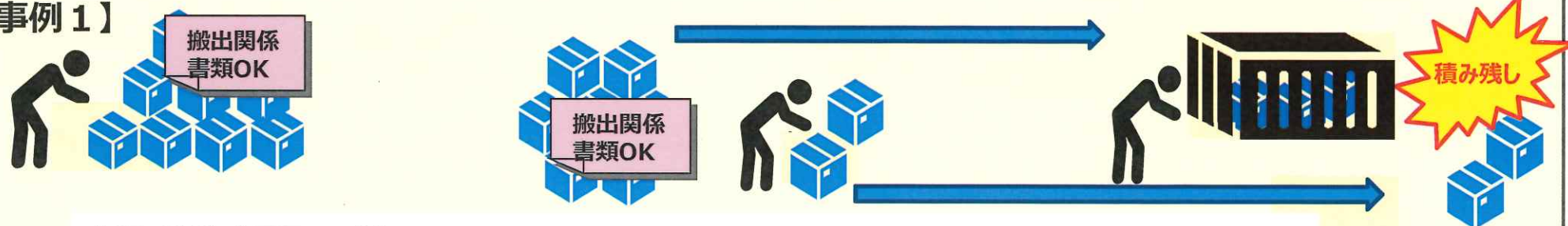
① 作業員Dは、保管場所で搬出関係書類と貨物Xの対査確認を行い、コンテナサイドに貨物Xを移動させた。そのときバンニング作業が複数本同時に実施されており、貨物Xと同じ梱包形態の別の貨物Yが近くにあった。

② 作業員Eは、積み込むべき貨物が1種類であったことから、搬出関係書類とコンテナサイドにある貨物Xの一部のみの対査確認を行った。その後、近くにある同じ梱包形態の別の貨物Yをもコンテナに積み込んだ。



事例1「積み残し」、事例2「誤積み」とともに、実際に搬出した外国貨物と保税台帳に記載した内容（記号・番号・品名・数量等）が**相違して記帳義務違反（非違）**に該当しています！

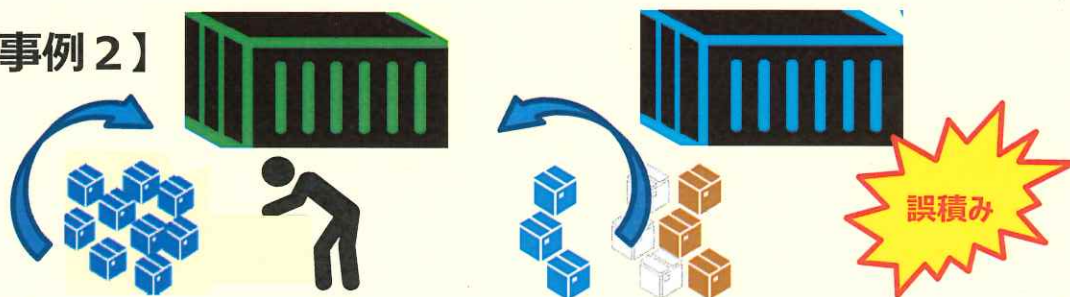
【事例1】



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 作業員Bは貨物の一部を作業手順とは違う離れた場所に置いたが、作業員Cに伝えることを忘れてしまった
- ・ 作業員Cは作業員A、Bがそれぞれ貨物の対差確認を実施していたため、バンニング時の確認を省略した

【事例2】



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 複数のバンニング作業が同時進行していた
- ・ 対差確認をしたのは貨物の一部のみで、全体の把握をしなかった

対策として

- ・ 作業手順の見直し（スリム化）
 - ・ 同時作業の軽減（無理のない作業スケジュールで）
 - ・ コンテナサイドでのダブルチェック体制の構築
 - ・ 現場作業員に対する社内研修
- も有効だね♪

それぞれの作業手順の重要度
（実施する意味）を理解しないとダメだよ！



【関係法令等】

- ・ 外国貨物搬出に係る記帳義務：関税法施行令第29条の2第1項第7号（指定保税地域、保税蔵置場）第50条第1項第7号（保税工場）、第51条の7第1項第9号（保税展示場）、第29条の2第2項第11号（総合保税地域）
- ・ 処分点数：＜事例1，2＞関税法基本通達48-1別表1 2.②（虚偽の記帳）：2点



- 原則として、外国貨物は保税地域以外に置くことはできません。
- ただし、保税地域に置くことが困難または著しく不適当な貨物について、税関が期間及び場所を指定して許可した場合には、保税地域以外に蔵置することができます（他所蔵置）。
- 他所蔵置場所に蔵置されている貨物について、見本の一時持出しや改装、仕分け等を行うことができます。

【事例 1】



貨物の確認



搬入登録（記帳）



① 作業員Aは、通常の蔵置スペースに空きがなかったため、デバン作業中の外国貨物を保税地域外の場所に仮置きした。

② 作業員Bは、貨物の搬入が終了したと思い検数作業および貨物の確認を実施。しかし、保税地域を表す線が消えかかっていたため保税地域外であると気づかなかった。

③ 検数業務終了の報告を受けた事務員は、貨物が保税地域内にあるものとして記帳した。

【事例 2】



改装



① 作業員Cは、貨物の汚れがひどかったため、他所蔵置の許可を取り、保税地域外に蔵置した。

②税関に届け出ることなく、汚れていた外装カーンを交換し、貨物を1つにまとめた。

どこかがおかしいぞ？
どこが不適切か、またその原因と対策を考えてみよう！





【事例 1】



連携不足

貨物の確認



搬入登録（記帳）



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 作業員Aは通常とは異なる場所に貨物を仮置きしたが、作業員Bに伝えることを失念した
- ・ 作業員Bは当該貨物が通常とは異なる場所にあることに疑問を感じなかった
- ・ 施設管理者（被許可者）は保税エリアとその他のエリアが区別しにくい状況になっていたにもかかわらず、修繕していなかった

※ 保税地域以外の場所に外国貨物を蔵置したい場合は、その貨物ごとに税関から他所蔵置の許可を得る必要があります。
その許可は、外国貨物の性質・状態や置こうとする場所・事由などから判断しますので、他所蔵置が必要な場合は税関にご相談ください。

【事例 2】



改装

手続誤認



非違に繋がった原因の一例：

他所蔵置場所における貨物取扱いの手続きは、保税地域のものと異なることを認識していなかった

※ 他所蔵置場所において、内容点検、改装仕分け、その他手入れを行うときはあらかじめ税関に届け出なければなりません。なお、法第40条第2項に掲げる「見本の展示」及び「簡単な加工」等を行うことはできません。

このような対策が考えられます

- ・ 定期的な保税エリアの巡回
- ・ 保税エリアとその他を区切るラインや柵の確認
- ・ 保税エリアの範囲を示した地図を掲示する
これらも有効だね♪

税関は、セキュリティや周辺環境も審査した上で、適切な他所蔵置場所かどうか確認しているよ！



【関係法令等】

- ・ 関税法 第30条（外国貨物を置く場所の制限）、第36条（保税地域についての規定の準用等）
- ・ 関税法 第40条（貨物の取扱い）
- ・ 関税法施行令 第30条2項（保税地域についての規定の準用等）
- ・ 関税法基本通達30-2（他所蔵置が認められる貨物）
- ・ 処分点数：＜事例1＞関税法基本通達48-1 別表1.1.①（無許可他所蔵置）3点、＜事例2＞処分点数：別表1.2.⑪（無届行為）2点